

熊本大学附属図書館寄託 永青文庫の貴重書（一） 「俊成卿定家卿両筆」一軸

荒木 尚

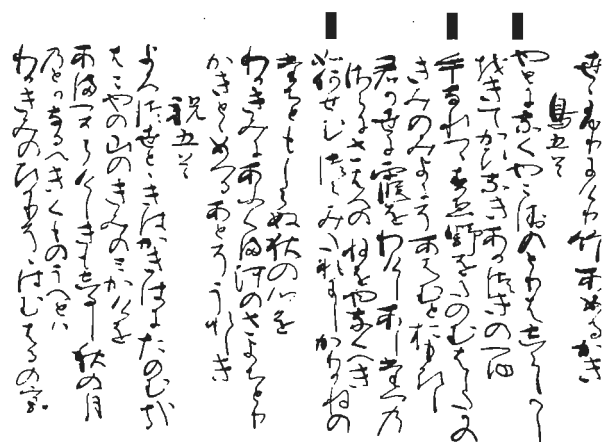
藤原定家は応保2年（1162）藤原北家長家流の頭広（のちに俊成と改める）の2男として生まれた。母は女房名を美福門院加賀と言った女性である。侍従、左近衛権中将などを経て公卿に列し、参議、治部卿・民部卿を歴任、権中納言正二位を極官位として出家、仁治2年（1241）80歳で没した。自恃の念強く、官位・経済ともに不遇をかこち続けたが、天賦の歌才に加え、父母の薫陶よろしきを得て、早くから旺盛な作歌活動を続けて天才児の名声をほしいままにした。『新古今和歌集』の撰者として中心的役割を果たし、秀歌選『小倉百人一首』もある。『拾遺愚草』はそのような定家の自撰家集である。

[I]

[I]は冷泉家に蔵される重要文化財指定の定家自筆『拾遺愚草』の中の「正治二年院初度百首」の部分である。この百首和歌の詠進に際しては、興味味きない事情が秘められていた。それを伝える貴重な資料が細川家に蔵されている。[II]「俊成卿・定家卿両筆」1軸がそれである。これは定家の「正治二年院初度百首」のうち、「鳥」題の5首の自注入り草稿に俊成が評語を書き加えて返した勤返状（往信の行間に返信を記した書状）である。

正治2年（1200）後鳥羽院は本格的な和歌活動を始め、最初の大規模な催しとなる百首歌を企てた。「正治二年院初度百首」といわれるものである。定家はこの百首歌の作者に加えられて詠進し、後鳥羽院に認められて宮廷歌人としての地位を確立するのだが、当初、定家は作者からはずされていた。この百首和歌を推し進めたのは実力者の内大臣源通親と六条家の藤原季経で、評価の定まった老齡歌人を中心とした人選を行ない、定家を締め出したのである。これには定家らが新しい詠風を求めて活発な作歌活動を展開するにつれ、旧派の歌人として新風を誹謗するようになった季経との対立があった。そこで老俊成が動き出した。仮名奏状を院に奉って、定家らを作者に加えるよう訴えたのである。これが効を奏して、定家らが百首歌の作者に加えられた。そして詠進した和歌が後鳥羽院の観感を得て内昇殿をゆるされることになった。このように院を感動させ、定家を院と結びつける契機となったのが、述懐歌を含む「鳥」題の5首であった。

この5首は正治2年8月23日の夜から24日の午前中にかけて、俊成・定家父子のあいだにあわただしく交わされたものらしい。これを見ると、与えられた「鳥」の題に定家がどのような思いをこめようとしたかを具体的に知ることができる。最初の歌では、大江朝綱の詩句を踏まえて、宮廷に出仕するあてもない不運を涙し、次の問題の歌「きみがよに」では、鶴を詠んで、かつて後鳥羽院の御代に昇殿をゆるされたのに、今上帝の御代では沈淪をかこたねばならないのでしょうかと訴えている。この述懐歌（不遇訴嘆の歌）は、定家が24歳の時、殿上で自分のことをからかった源雅行を脂燭（照明具）で打って除籍され、憂えた俊成が提出



世、ふりにけり竹あめめるかき
鳥五首
やとになくやこゑのとりはしらしかし
をきてかひなきあかつきのつゆ
手なれつ、すゑ野をたのむはしたかの
きみのみよにそあはむとおもひし
君か世に籠をわけしあしたつの
さらにさはへのねをやなくへき
如何せむつらみたれにしかりかねの
たちともしらぬ秋の心を
わかきみにあふくま河のさよちとり
かきと、めつるあとそうれしき
祝五首
よろつ世と、きはかきはにたのむ哉
はこやの山のきみのみかけを
(以下略)

[I]
『拾遺愚草』藤原定家自筆
定家の自撰家集で、3754首の歌を収めている。掲出の歌は、「正治二年院初度百首」のうち、「鳥」題5首の部分。歌頭のところどころに銀紙を細く切った付箋が付されている。鎌倉初期。列帖装3帖。縦21.6センチ、横15.0センチ。京都市・冷泉家時雨亭文庫蔵。

した訴状のなかの歌

あしたづの雲路まよひし年暮てかすみをさへやへだてはつべき

などを思い浮かべて詠んでいるのである。第3首（てなれつゝ）では、かつて養鶏掛として奉仕したことを思いだし、養鶏を^{はし}鷹の飼育に変えて歌い、後鳥羽院のもとでの忠勤を期待していたという意味をこめている。第4首目は雁を詠む。近衛府の中国での呼称を「羽林」ということから、左近衛府の少将にとどまっている自身を雁がねにたとえ、列にはぐれて飛びたてないでいるあわれな雁の「秋のこゝろ」即ち、愁いを歌っている。そして最後の1首は千鳥の歌で、後鳥羽院の御代に会えて、百首歌を後世に書きとどめることができたことを喜んだ詠である。定家の注記によれば、院が命じた詠進の条件には、雁や千鳥は詠んではならないという禁制があったという。ありふれた素材に対する「制仰」であったと考えられるが、定家はこれを犯して詠んだ。しかし気掛りであったらしく、「そらしらずしてや候べからむ（知らなかったふりをしてよろしいでしょうか）」と俊成に相談している。それに対して俊成は合点（\）を付して同意した。この最後の2首を特に大切に思い、これ以外には詠めそうにないと言う定家の思い入れをおもんばかったの許容であったの

だろう。さらに定家の注記は続く。述懐の心を詠むことは院の意向ではないけれども、雁・千鳥や述懐など「狭事」に拘泥しては、歌道のために遺憾なことであると言う。俊成は定家のこのような真摯な気持を汲んで、ここでも合点を加えて賛同しているのである。

「鳥」題については、愛禽家として知られる後鳥羽院の意向というものも考えられようが、それよりもこの勸返状は、後鳥羽院に追従して、珍しい素材に走ろうとする歌壇の皮相な傾向に立ち向かおうとする定家像を伝えている。そして、院の「制仰」をあえて無視して詠んだ「鳥」題5首が、やがて後鳥羽院仙洞を中心とする歌壇に定家を押し上げてゆくことになるのである。

ところで、この掛幅1軸については、「忠興公御家譜」のなかに「俊成・定家両筆従 家光公寛永十六年十一月御拝領」とある。また『寛政重修諸家譜』には、「(寛永)十六年十一月十九日、また御手づから点茶を賜ひ、事終りてのち俊成・定家両筆の一軸と宋の無準が墨跡とを掛をかれ、此二軸は常に愛玩せさせ給ふといへども、好みに応じてその一をたまはるべきむね恩命あるにより、こふて両筆の一軸を拜賜す」とあって、この一軸が細川家に伝来した経緯を知ることができる。

(あらき ひさし 文学部教授 国文学)

[II]

<p>内府哥 述懐多リキ 凡以述懐題被止題ニ、述懐之心 詠之、旁雖有其憚、此鳥題凡 一切不可叶候之間、如此詠候、又偏以狭事 為先者、為道遺恨候之故也</p>	<p>鴈与鷺之間 一ヲ可得心歟 行 乱 いかにせんつらみだれにしがりがねの たちどもしらぬ秋のこゝろを 勝歟 鷺可 わがきみにあぶくまがハのさよちどり かきとゞめつるあとぞうれしき 鴈千鳥已停止候云、然而此二首 殊大切思給候、此外凡可構出とも 不覚候、制仰たゞそらしらず してや候べからむ</p>	<p>鳥 やどになくやごゑのとりハしらじかし おきてかひなきあか月のつゆ 朝綱卿詩云 家鷄不識官班冷 依舊猶催報曉声 きみがよにかすみをわけしあしたづの さらにさわべのねをやなくべき てなれつゝ、すゑのをたのむハしたかの きみのみよにぞあハんとおもひし 文治之比、禁裏御壺被飼鷄、以近臣 被結番、供奉其事 長房 信清 範光 保家 定家 依之詠之</p>	<p>一、俊成卿定家卿両筆 一軸</p>
--	--	--	----------------------

(原文の写真は表紙にあり)

東光原

熊本大学附属図書館報

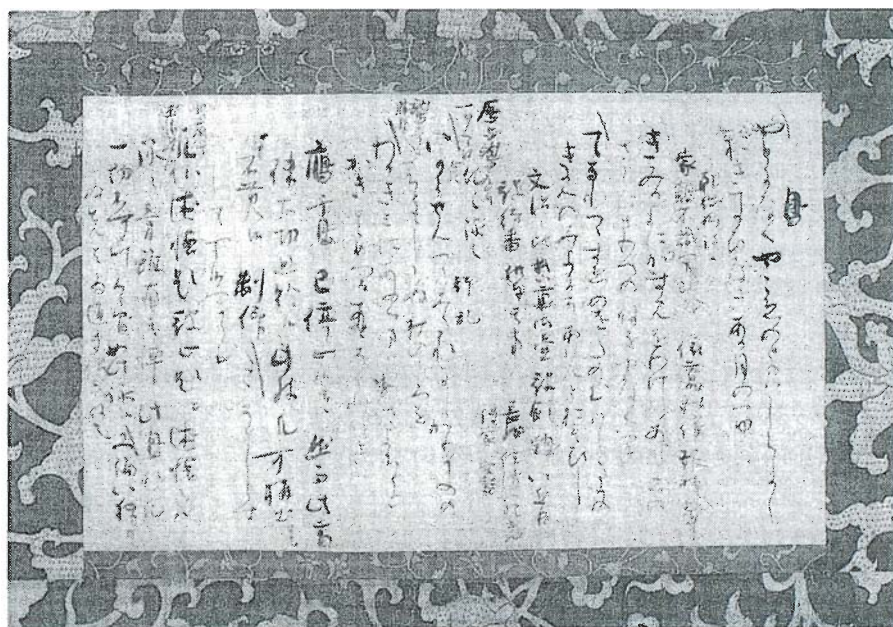
Kumamoto University Library Bulletin, No.13, Feb. 1996

● 旧五高所蔵のドイツ語学書について

熊本大学附属図書館寄託永青文庫の貴重書（一）

● 「俊成卿定家卿両筆」一軸

● 犬も相手にしないし猫も匂いを嗅がない



[II] 「俊成卿・定家卿両筆」

定家が「鳥」5首とその創作意図を注記して俊成の助言を請い、これに俊成が意見を記して返した勘返状。頭書きの細字と合点が俊成の筆である。

鎌倉初期。掛幅装。縦29.5センチ、横49.7センチ。

東京都・細川家永青文庫蔵。

(釈文は本文にあり)